

地域包括支援センターの事業評価について

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行なうことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。

センターが、その機能を適切に発揮していくためには、地域包括支援センターごとに業務の状況を明らかにし、それに基づいた必要な機能強化を図っていく必要があります。

こうした観点から、地域包括支援センターでは、国が示す評価指標にもとづき事業評価を実施しています。また、本市では独自の事業評価として、各圏域地域包括支援センターにおいて事業ごとに計画を定め、その実施状況について評価しているところです。

1 国が示す評価指標にもとづく事業評価

地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（平成 30 年 7 月 4 日老振発 0704 第 1 号。厚生労働省老健局振興課長通知）の評価指標に基づき、毎年度評価を実施し、国へ報告しています。

令和 6 年度実施の事業評価結果は別紙 1 のとおりです。

2 国評価指標の見直しについて

国が示す評価指標については、これまで、センターが行う最低限のチェックリストとして活用してきたところ、より一層センターは地域包括支援システムの中核機関としての機能を果たすための事業を効果的に実施できるよう、評価指標の見直しが行われました。（国からの通知および改正概要は別紙 2 のとおり）

【見直しのポイント】

- ①目標ごとに指標を統合し体系化・簡素化を図るとともに、センター指標・市町村指標を、個々の機能に応じた内容に見直し
- ②段階的項目や選択的項目を指標として設定
- ③アウトプット指標・中間アウトカム指標を設定

今年度実施の事業評価から、新評価指標での評価を行います。（新評価指標は別紙 3 のとおり）